

鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

鹿屋市規則第 38 号

令和 8 年 4 月 1 日 決 裁

鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例施行規則の一部を改正する規則
鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例施行規則（令和 7 年鹿屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

（交付対象者）

第 1 条の 2 条例第 2 条第 2 項の特に市長が必要であると認める者は、次のものとする。

- （1）条例第 5 条第 1 項の申請をした日において85歳以上の者
- （2）条例第 5 条第 1 項の申請をした日において介護保険法（平成 9 年法律第123号）に基づく要介護認定の結果、要介護状態区分が要介護 4 又は要介護 5 の認定を受けている者
- （3）高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第55条第 1 項第 2 号から第 5 号までに規定する施設（同号に規定する施設のうち、介護保険法第 8 条第11項に規定する特定施設については、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第 1 項に規定する有料老人ホームであって、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第 5 条第 1 項の登録を受けたもの（介護保険法第 8 条第11項に規定する特定施設入居者生活介護の事業を行う事業所に係る同法第41条第 1 項本文の指定を受けていないものに限る。）を除く。）に入所又は入居している者
- （4）病院又は診療所に 6 月以上継続して入院している者
- （5）船員保険の被保険者のうち相当な期間継続して船舶内にいる者
- （6）前各号に掲げるもののほか、条例第 1 条の目的を達成するために市長が必要と認めるもの

第 3 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- （6）かのやグラウンド・ゴルフ場の一般使用料 1 日 1 回200円分（共通券 1 枚）まで

第 6 条第 1 項第 2 号中「設置されている施設又は」を「設置されている施設、」に改め、「認めた施設」の次に「又は一般公衆浴場若しくは温泉浴場であって市長が特に必要と認めた施設」を加える。

第 6 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(6) 鹿屋市が設置するかのやグラウンド・ゴルフ場

別表に次のように加える。

かのやグラウンド・ゴルフ場	当該施設の管理を指定管理者が行っている場合は、指定管理者指定書の写し
---------------	------------------------------------

別記第 3 号様式を次のように改める。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請者 所在地

事業所名

代表者名

電話番号

鹿屋市高齢者福祉共通券利用事業者指定申請書

鹿屋市高齢者福祉共通券利用事業者としての指定を受けたいので、鹿屋市高齢者福祉共通券の交付に関する条例施行規則第6条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

指定を受けたいサービスと添付資料

指定を受けたいサービス (指定を受けたいサービスの左 欄に○印を記入してください)		申請書に添付する書類
	はり	・はり師又はきゅう師の免許証の写し ・あん摩マッサージ師の免許証の写し ・施術所開設届済証明書の写し
	きゅう	
	あん摩マッサージ指圧	
	温泉・公衆浴場	・公衆浴場営業許可書の写し ・温泉を公共の浴用に供することについて知事の許可を受けた公衆浴場である場合は、温泉法に定める温泉の定義を証明できるものの写し
	健康増進施設	・事業内容が分かる資料
	一般旅客自動車	・事業許可証の写し
	補聴器	・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給に関する市との契約書の写し
	かのやグラウンド・ゴルフ場	・当該施設の管理を指定管理者が行っている場合のみ、指定管理者指定書の写し

別記第 8 号様式を次のように改める。

第8号様式（第9条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

所在地
事業所名
代表者名
電話番号

印

鹿屋市高齢者福祉共通券請求書兼利用明細書

請求金額 金 円

受領方法 1 口座振込 2 窓口受領

※番号に○印をつけてください。

請求明細書

		年 月利用分
サービス区分	利用枚数	利用額 (利用枚数×200円)
はり	枚	円
きゅう	枚	円
あん摩マッサージ	枚	円
温泉・公衆浴場	枚	円
健康増進施設	枚	円
一般旅客自動車	枚	円
補聴器	枚	円
かのやグラウンド・ゴルフ場	枚	円
	枚	円
合計	枚	円

口座振込申請書

次の口座に振り込んでください。

金融機関名	銀行・信金・信組・農協・漁協・労金
支店名	本店・支店・支所・出張所・代理店
口座区分	1 普通 2 当座 3 その他（ ）
口座番号	
フリガナ 口座名義	

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。